

三重県認知症介護実践者等養成事業の学則

(事業所の名称及び所在地)

第1条 本研修は次の事業者（以下、当校という。）が実施する。

事業所名：社会福祉法人 青山里会 四日市福祉専門学校

所在地：三重県四日市山田町 5491 番地

(事業の目的)

第2条 高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する基礎的及び実践的な研修を実施すること、また、認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対し、適切なサービスの提供に関する知識等を修得させるための研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

(養成事業の名称)

第3条 認知症介護実践者等養成研修（以下「実践者等養成研修」という）について下記のとおりとする。

- 1 認知症介護基礎研修（以下「基礎研修」という）

(実施課程及び方法)

第4条 実施課程及び方法は下記のとおりとする。

- 1 基礎研修は、認知症介護に携わる者が、認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人主体の介護を遂行する上で基礎的な知識・技術とそれを実践する際の考え方を修得する。

研修の受講義務付けに伴い、受講対象者の負担に配慮したeラーニングにより行うものとする。

(養成課程、研修日程及び受講定員)

第5条 eラーニング研修課程

実践者等養成研修の研修日程については、受講募集時に配布するカリキュラムのとおりとする。

- 1 基礎研修は、年1回以上開催し、講義150分eラーニングで実施する。
定員は1回開催に当たり40名とする。

(受講対象者)

第6条 実践者等養成研修の受講対象者は、三重県内の介護保険施設・事業者等が当該事業を行う事業所（以下「介護保険施設・事業所等」という。）において、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者等とする。

(受講料)

第7条 実践者等養成研修参加費用は以下のとおりとする。

1 基礎研修 受講料 4,000円

研修テキストは、受講者の任意購入とし受講案内時に提示する。

(受講申込手続き)

第8条 受講の申込の手続きは次のとおりとする。

- (1) 当校指定の受講申込書に必要事項を記載し、期日までに提出する。
- (2) 先着順により受講予定者を決定後、受講決定通知にて本人に通知する。
- (3) 受講決定通知を受け取った受講予定者は、指定の期日までに受講料を納入する。支払いに伴う手数料は受講予定者の負担とする。

(受講申込締切り)

第9条 受講募集時に配布する募集要項に記載する。ただし、申し込み締め切り以降でも、受講申込者が募集定員に達していない場合は、当校の判断により申込を受付けることができることとする。

(受講の決定)

第10条 受講予定者が受講決定通知を受け取った後、受講料の納入の確認をもって受講の決定とする。

(受講の手続き)

第11条 受講料は受講決定通知が届いてから原則2週間以内に納入しなければならない。2週間以内納入が確認できない場合は、当校は受講辞退として取り扱うことができる。

(研修カリキュラム及び担当講師名)

第12条 研修カリキュラムは、国標準カリキュラムと同一とする。

講師は、事前に配布する研修日程表のとおりとする。

(研修修了の認定方法)

第13条 実践者等養成研修のカリキュラムの全課程を指定期間中に視聴受講し、視聴受講後に課題を提出することとする。提出課題において、当校が適切と認めた者。

(受講料の返還)

第14条 申込者の自己都合により研修期間開始日前に受講辞退を行う場合は、当法人へ連絡する。その際には、以下のキャンセル料が発生する。返還する際の振込手数料は受講予定者負担とする。

辞退を申し出た日	キャンセル料
研修会当日	100%
研修会前日	50%
研修会5日前	30%
研修会6日以前	なし

(受講中の取消)

第15条 申込者の自己都合により辞退した場合、受講料は返金しないものとする。以下に挙げる者については、受講を取り消すことができるとともに受講料は返金しないものとする。

- (1) 連絡なしに視聴受講しなかった者
- (2) 当校に提出した申込みの記載事項の全部、又は一部に虚偽があった場合

(募集方法)

第16条 実践者等養成研修の受講生募集は、ホームページ掲載、メールの送付により募集する。

(募集開始日)

第17条 実践者等養成研修の募集開始は、研修開始日の3か月前（実践者研修年度初回開催は2か月前）までに行う。

(修了証書の交付)

第18条 第13条により認定された者は、当校が「三重県認知症介護実践者等養成事業実施法人指定要綱」に定める修了証書を交付する。

(苦情処理)

第19条 実践者等養成研修に関する苦情に対して、苦情窓口を設置し適切に対応するものとする。

(個人情報)

第20条 実践者等養成研修で知り得た受講生の個人情報を正当な理由なく第3者に漏えいしないこととする。

(その他研修に係る留意事項)

第21条 天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と判断した場合には、研修の中止又は延期の措置をとることとする。この場合、新たな日程を設定するなど受講者の不利益にならないよう最善の措置を講じることとする。

(施行細則)

第22条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は、当校がこれを定める。

(附則)

第23条 この学則は2021年3月31日から施行する。